

覚書

逗子市（以下「甲」という。）及び医療法人社団葵会（以下「乙」という。）は、病院の開設及び運営に関する基本的な事項について合意に達したので、次のとおり覚書を締結する。

また、本覚書に基づき、病院の開設及び運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を別途締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙の双方の信頼と協調の下に、病院の開設及び運営に当たることを確認し、その基本的な事項を定めるものである。

（病院の開設目的）

第2条 病院は、地域に医療を提供する中核的な役割を果たす総合的病院として開設し、市内を始めとする横須賀・三浦二次保健医療圏の安定的な医療体制の構築を図ることを目的とする。

（病院用地）

第3条 病院の用地は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 逗子市沼間三丁目 630 番 13
- (2) 用地面積 22,330 m² (登記簿面積)
- (3) 地目 雜種地
- (4) 所有者 逗子市

（用地の貸付）

第4条 病院用地は甲が乙へ無償で貸与し、別途、甲と乙の間で土地使用貸借契約を締結するものとする。

2 その他用地の貸付に関する事項は、甲乙協議の上、別途、基本協定により定めるものとする。

（病院の開設及び運営主体等）

第5条 病院は、第3条の病院の用地に乙が開設し、これを乙が運営するものとする。

2 開設及びその後の運営に係る経費については、乙がこれを負担するものとする。

(病院の開設時期)

第6条 病院の開設時期は、2022年度中を目標とする。

(病院の運営及び医療機能等)

第7条 甲の実施する施策への協力、地域医療連携及び診療科目等の病院の運営及び医療機能等については、病院の建設工事の着手に至るまでに、逗子市総合的病院公募要項を基本に、検討会で聴取した意見等を踏まえ、甲乙協議の上、別途、基本協定により定めるものとする。

(信義誠実の原則)

第8条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの覚書を履行しなければならない。

(覚書の解除)

第9条 甲又は乙の一方が、本覚書の趣旨に反する重大な違反をし、その違反により本覚書の目的を達成することができないと認められるときは、相手方に文書による催告の上で、本覚書を解除することができる。

2 甲又は乙の一方が、本覚書の解除又は一部変更を申し出たときは、甲乙協議の上、本覚書の解除又は一部変更を行うことができる。

3 前2項の規定による本覚書の解除又は一部変更を行ったことにより、甲又は乙に損害が生じたときは、当該損害を与えた者は、当該損害を受けた者に対してその損害を補償するものとする。その場合において、その補償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 本覚書の解釈に疑義が生じた場合及び本覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して決定するものとする。

2 本覚書の内容に変更を加えようとするときは、その都度、甲乙の協議により定めるものとする。

平成30年11月1日

甲 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号

逗子市長 平井竜一



乙 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号

医療法人社団 葵会

理事長 新谷幸義



面 談 記 錄

担当課 国保健康課

件 名	総合的病院の誘致に関する信頼関係、協力体制等について
日 時	平成 30 年 10 月 17 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
場 所	市役所 3 階 秘書室応接室
相手方出席者	逗葉医師会 池上会長、三好理事、野口事務局長
市側出席者	平井市長、須藤福祉部長、廣末国保健康課長
記録者	廣末 平成 30 年 10 月 18 日作成
面談内容	<p>市長：9月の市議会において決議があり、地元医師会との信頼関係・協力体制の構築について、改めて意見交換し、共有したいと思いお時間をいただいた。私としては、これまでいただいてきた救急や小児科等の病院誘致に関するご意見は、適切な助言であると受け止めている。医師会としては、どうお考えであるか。</p> <p>医師会：医師会は、総合的病院を誘致することについては反対ではない。ただし、救急などの公募条件を満たす病院が開設できる見込みはこの先も不透明であり、また厚木の七沢リハビリテーション病院の件もあることから、葵会には不信感を持っている。</p> <p>市長：救急については、二次輪番制への参加が公募条件であり、葵会の提案では、輪番参加に加え、急性期病床が確保できれば、24時間 365 日の救急体制を目指すとしている。また、七沢の病院については、本来の一般病床ではなく療養病床ではあるが、11月 1 日には全 245 床が稼働する予定で進んでいると聞いている。</p> <p>医師会：当初、県の選定委員会の時にはできると言っていたのに、いざ蓋を開けたらできないとなっている。</p> <p>私はこれまで葵会に対して、医師不足をどうするのかと指摘しているが、七沢と同様に大丈夫ですとしか言っておらず、加えて川崎での外国人向け医療ツーリズム病院の話も出てきている。</p> <p>これでは営利目的の病院ではないか思ってしまう。逗子の誘致する病院が葵会にとって都合の良い病院とされてしまい、市民の財産が侵食されてしまうのではないかと懸念している。</p>

面 談 記 錄

担当課 国保健康課

市 長：七沢の病院と同じことになれば、当然市の責任も問わされることになる。そうならないよう、協定を結ぶまでには医師の確保等の懸念される事項について、しっかりと取り決める必要があると考えている。	
医師会：我々医療関係者は、今回の件を深刻に受け止めている。これからどうフォローしていくかではなく、できなかつたという事実が問題である。実績を示すことが信用を得ることになり、それまでは黙って見ているしかないと思う。公募条件である急性期は、どんな事情や理由があろうとしないとならない。	
市 長：都市計画及び3条例の手続きや病床確保の状況もあり、逗子の計画の機能面などの議論はしばらく止まるので、その意味での時間はある。	
医師会：七沢の病院で医師が確保できないのに川崎に医療ツーリズム病院をつくって医師をどう確保するのか。高額の報酬で医師を獲得することが考えられ、それでは地域医療のことを考慮していないと思う。市民がこんなはずではなかったという病院になってしまった時には、だれも責任の取りようがないではないか。	
市 長：建設前にどこまで確証が得られる状況をつくるかというのが正念場だと考えている。	
医師会：決議に病院の見直しがあるが、どう受け止めているのか。	
市 長：都市計画の用途地域・地区計画や病院の機能、医師会との協力体制や土地の無償貸与など、諸々をしっかりと踏まえた検討をするよう求められたと受け止めている。	
医師会：病院誘致の実現に疑問を持っている市民も多くいることについて、どう考えるか。	
市 長：どうやって疑問や不安を払しょくするかが行政の責任であるが、109床しかない現在は、それができていないのも事実である。	
医師会：万が一、200床確保できなかつた場合にはどうなるのか。	
市 長：2025年まであと7年あり、ご存じのとおり地域医療構想でも保健医療計画でも横須賀・三浦二次医療圏では、今後、医療需要が増えベッドが大幅に不足する見	

面 談 記 錄

担当課 国保健康課

	<p>込みなので、時間はかかっても確保する前提で進めて いる。</p> <p>医師会：葵会がいかに急性期を一生懸命やるかにかかってい る。</p> <p>市長：急性期一般病床の配分の問題はあるが、三浦半島は 三次救急・二次救急のアンバランスがある。急性期の 必要性は、医師会としても共有いただいているので、 地区推進会議でも急性期の三浦半島全体の配置を適切 にすべきという立場で議論していただきたい。ご協力 をお願い申し上げる。</p> <p>医師会：地区推進会議では、医師会はただの一医療関係者で ある。</p> <p>市長：今後ともぜひお力添えをいただけるよう、お願い申 し上げる。</p>
--	---

以 上

面 談 記 錄

担当課 国保健康課

件 名	葵会との事務打合せ
日 時	平成 30 年 10 月 18 日 (木) 午前 11 時 00 分～11 時 25 分
場 所	市役所 5 階 第 6 会議室
相手方出席者	医療法人社団葵会 明石第一企画部長、小宮企画部長
市側出席者	福祉部：須藤部長 国保健康課：廣末課長、西海副主幹
記録者	国保健康課 西海 平成 30 年 10 月 18 日作成
配付資料	覚書（案）
面談内容	<p>市 側：昨年 11 月に締結した覚書について、変更が生じることから、改めて取り交わす必要がある。変更部分は第 6 条及び第 7 条の 2 か所である。</p> <p>第 6 条は、都市計画決定手続きの完了見込時期の変更や市民説明をより丁寧に行っていく必要により、市条例手続きを国等の特例を適用せず、通常の条例手続きで進めることによる開設時期の変更。</p> <p>第 7 条は、平成 30 年度の病床整備に関する事前協議が行われなくなり、平成 30 年度末における許可病床の確保の見込みがなくなったことによる変更となる。</p> <p>別添の覚書（案）について本部に確認のうえ、回答願いたい。</p> <p>相手方：この内容であれば問題ないと思われる。これで手続きを進めていただいて構わない。</p> <p>市 側：了解した。この内容で進めていく。</p> <p>次に七沢リハビリテーション病院の件について、状況等を確認したい。</p> <p>相手方：医師の繋がりによる紹介等により順調に進んでいく。11 月にも追加で医師が入る予定である。また、来年度にはグループ内の医師の異動を予定している。</p> <p>市 側：最後に A O I 国際の救急についての状況を確認したい。</p> <p>相手方：高齢者救急に力を入れており、搬送受入れをできる限り断らないようにした結果、8 月は 250 件、9 月は 180 件程度の受け入れがあった。今後も救急の信頼度を上げるために頑張りたい。</p>

覚書

逗子市（以下「甲」という。）及び医療法人社団葵会（以下「乙」という。）は、病院の開設及び運営に関する基本的な事項について合意に達したので、次のとおり覚書を締結する。

また、本覚書に基づき、病院の開設及び運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を別途締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙の双方の信頼と協調の下に、病院の開設及び運営に当たることを確認し、その基本的な事項を定めるものである。

（病院の開設目的）

第2条 病院は、地域に医療を提供する中核的な役割を果たす総合的病院として開設し、市内を始めとする横須賀・三浦二次保健医療圏の安定的な医療体制の構築を図ることを目的とする。

（病院用地）

第3条 病院の用地は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 逗子市沼間三丁目 630 番 13
- (2) 用地面積 22,330 m² (登記簿面積)
- (3) 地目 雜種地
- (4) 所有者 逗子市

（用地の貸付）

第4条 病院用地は甲が乙へ無償で貸与し、別途、甲と乙の間で土地使用貸借契約を締結するものとする。

2 その他用地の貸付に関する事項は、甲乙協議の上、別途、基本協定により定めるものとする。

（病院の開設及び運営主体等）

第5条 病院は、第3条の病院の用地に乙が開設し、これを乙が運営するものとする。

2 開設及びその後の運営に係る経費については、乙がこれを負担するものとする。

(病院の開設時期)

第6条 病院の開設時期は、2022年度中を目標とする。

(病院の運営及び医療機能等)

第7条 甲の実施する施策への協力、地域医療連携及び診療科目等の病院の運営及び医療機能等については、病院の建設工事の着手に至るまでに、逗子市総合的病院公募要項を基本に、検討会で聴取した意見等を踏まえ、甲乙協議の上、別途、基本協定により定めるものとする。

(信義誠実の原則)

第8条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの覚書を履行しなければならない。

(覚書の解除)

第9条 甲又は乙の一方が、本覚書の趣旨に反する重大な違反をし、その違反により本覚書の目的を達成することができないと認められるときは、相手方に文書による催告の上で、本覚書を解除することができる。

2 甲又は乙の一方が、本覚書の解除又は一部変更を申し出たときは、甲乙協議の上、本覚書の解除又は一部変更を行うことができる。

3 前2項の規定による本覚書の解除又は一部変更を行ったことにより、甲又は乙に損害が生じたときは、当該損害を与えた者は、当該損害を受けた者に対してその損害を補償するものとする。その場合において、その補償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 本覚書の解釈に疑義が生じた場合及び本覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙が誠実に協議して決定するものとする。

2 本覚書の内容に変更を加えようとするときは、その都度、甲乙の協議により定めるものとする。

(案)

平成30年 月 日

甲 神奈川県逗子市逗子 5 丁目 2 番16号

逗子市長 平 井 竜 一

乙 東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 1 号

医療法人社団 葵会

理事長 新 谷 幸 義

ご意見シートによる市民からの意見（概要）（9月3日～10月31日分）

1件

- (1)・葵会が手がける七沢リハビリテーション病院のずさんなスタッフ集めの県に関する新聞記事を読んだ。あんな法人のために、市の財産である用地を変更して価値を損なうような愚かなことはやめていただきたい。まともな病院が立つ担保も取らず、用地変更を進めるのは何故なのか。市民財産を守り、活かすために最善を尽くさずして地方自治体の存在意義はなんと考えているのか。計画は一旦白紙に戻し、再度検討されることを望む。